号外第36号

高知県公報

令和４年３月25日（金曜日）

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発行日
毎週２回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈４・１掲示〉　1

規　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和３年４月１日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第33号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第３条の３の表中「行政サービスデジタル化推進監」を「デジタル化推進監」に改め、「行政サービスの」を削り、「地域包括ケア推進監（総括）」を「ワクチン接種推進監」に、「地域包括ケアシステムの構築」を「新型コロナワクチン接種の推進」に改め、同表産業技術振興監の項を削る。

第14条第１項の表中

「

部局長	副部長等（担当する事務に限る。） 土木技術監（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	

」

を

「

部局長	理事（政策調整担当）（担当する事務に限る。） 副部長等（担当する事務に限る。） 土木技術監（担当する事務に限る。） 建設検査長（担当する事務に限る。）	参事（担当する事務に限る。） 主務課長	

」

に改める。

別表第１の２の(７)の項及び２の(９)の項中「産業創造課長」を「商工政策課長」に改め、同表の３の(４)のイの項、３の(９)のイの項、３の(10)のウの項及び３の(12)のアの(ウ)の項中「、法務監及び地域包括ケア推進監（総括）」を「及び法務監」に改め、同表の11の(１)のウの項中「産

業創造課長」を「商工政策課長」に改め、同表の12の(18)のテの項中

「２　支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。　」

を

「２　支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。

３　補助金等検査調書兼確定書により額が確定したことに伴うものについては、課長が専決することができる。　」

に改め、同表備考３中「行政サービスデジタル化推進監、」及び「、産業技術振興監」を削り、同表備考６中「土木技術監」を「理事（政策調整担当）、土木技術監」に改める。

別表第３の１の(３)の表２の(５)の項中「(４)」を「(５)」に改め、同項を同表の１の(３)の表２の(６)の項とし、同表の１の(３)の表２の(４)の項を同表の１の(３)の表２の(５)の項とし、同表の１の(３)の表２の(３)の項中「給与」を「給与並びに休職及び服務」に改め、同項を同表の１の(３)の表２の(４)の項とし、同表の１の(３)の表２の(２)の項の次に次のように加える。

(３)　会計年度任用職員の休職及び服務に関すること。					○					

別表第３の１の(４)の表１の(１)の項中「職員の」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の」に改め、同表の１の(４)の表１の(３)の項中「職員」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）」に改め、同表の１の(７)の表７の項を削り、同表の１の(７)の表８の項を同表の１の(７)の表７の項とし、同項の次に次のように加える。

８　高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）に関する事務	県税の課税免除及び不均一課税の承認等に関すること。							○			県税事務所長

別表第３の１の(７)の表９の項中「県税事務所長」を「〃」に改め、同表の１の(８)の表９の項を次のように改める。

９　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に関する事務	過疎地域持続的発展市町村計画の策定及び変更に係る市町村からの協議（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第７項及び同条第10項において準用する同条第７項）					○					

別表第３の１の(９)中「情報政策課」を「デジタル政策課」に改め、同表の１の(９)の表２の項を次のように改める。

２　デジタル化に関する事務	デジタル化の推進に関すること。					○					

別表第３の３の(２)の表１の項を次のように改める。

１　医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　地域医療支援病院の名称の使用の承認（法第４条第１項）			○							
	(２)　往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告命令等（法第５条第２項）								○		保健所長
	(３)　医療機能情報に関する報告の受理、当該報告事項の公表及び当該報告の是正命令等（法第６条の３第１項、第２項、第５項及び第６項）　ア　病院に係るもの					○					
	(３)　医療機能情報に関する報告の受理、当該報告事項の公表及び当該報告の是正命令等（法第６条の３第１項、第２項、第５項及び第６項）　イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
	(３)　医療機能情報に関する報告の受理、当該報告事項の公表及び当該報告の是正命令等（法第６条の３第１項、第２項、第５項及び第６項）　ウ　高知市の区域に係るイの事項に関すること。					○					
	(３)　医療機能情報に関する報告の受理、当該報告事項の公表及び当該報告の是正命令等（法第６条の３第１項、第２項、第５項及び第６項）　エ　救急医療・広域災害情報システムに係るもの					○					

（４）　開設の許可等（法第７条第１項、第４項及び第５項）	ア　病院に係るもの			○							
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
（５）　病院の病床数及び病床の種別等の変更の許可等並びに診療所及び助産所の病床数等の変更の許可等（法第７条第２項、第４項及び第５項）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　アのうち病床の種別その他重要なものに係るもの				○						
	ウ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
（６）　診療所の病床の設置及び診療所の病床数等の変更の許可等（法第７条第３項から第５項まで）					○						
（７）　公的医療機関等に対する病床数の削減命令（法第７条の２第３項）				○							
（８）　診療所及び助産所の開設の届出の受理（法第８条）									○		保健所長
（９）　病院等の休止及び再開の届出の受理（法第８条の２第２項）									○		〃
（10）　病院等の廃止等の届出の受理（法第９条）									○		〃
（11）　開設者以外の者が管理者となることの許可（法第12条第１項ただし書）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
（12）　２箇所以上の病院等の管理者となることの許可（法第12条第２項）	ア　イ以外のもの					○					
	イ　診療所及び助産所のみに係るもの								○		保健所長
（13）　地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び公表（法第12条の２）						○					
（14）　病院の入院患者の病状急変時においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定（法第16条ただし書及び医療法						○					

施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の15の２）											
(15) 病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可（法第18条ただし書）	ア 病院に係るもの					○					
	イ 診療所に係るもの								○		保健所長
(16) 病院等の人員配置基準に係る増員命令及び業務停止命令（法第23条の２）				○							
(17) 使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（法第24条第１項）	ア 病院に係るもの			○							
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(18) 病院等の法令違反等に係る措置命令及び業務停止命令（法第24条の２）				○							
(19) 病院等への立入検査等（法第25条第１項）	ア 病院に係るもの					○					
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(20) 病院等の法令違反等の疑いを認める場合の関係書類その他の物件の提出命令（法第25条第２項）	ア 病院に係るもの			○							
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(21) 病院等の使用前の検査並びに許可証の交付及び使用の承認（法第27条）									○		〃
(22) 管理者の変更命令（法第28条）	ア 病院に係るもの			○							
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(23) 開設の許可の取消し及び閉鎖命令（法第29条第１項）	ア 病院に係るもの			○							
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(24) 病床数の変更等の許可の取消し（法	ア 病院に係るもの			○							
	イ 診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長

第29条第２項）											
(25)　地域医療支援病院の承認の取消し（法第29条第３項）				○							
(26)　(16)から(18)まで、(22)、(23)及び(25)の処分後の弁明の機会の付与（法第30条）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(27)　医療計画の作成及び変更（法第30条の４第１項及び第30条の６）		○									
(28)　(27)のうち軽微な変更に係るもの				○							
(29)　病院の開設並びに病院の病床数の増加及び病床の種別の変更並びに診療所の病床の設置及び診療所の病床数の増加に関する勧告（法第30条の11）				○							
(30)　公的医療機関の開設者等に対する命令及び指示（法第35条）				○							
(31)　医療法人に係る社会医療法人の認定（法第42条の２第１項）				○							
(32)　医療法人の設立の認可（法第44条第１項）			○								
(33)　医療法人の理事の減員の認可（法第46条の５第１項ただし書）				○							
(34)　医療法人の管理者の一部を理事に加えないことの認可（法第46条の５第６項ただし書）				○							
(35)　医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事から選出することの認可（法第46条の６第１項ただし書）				○							
(36)　医療法人等の定款及び寄附行為の変更の認可（法第54条の９第３項（法第70条の18において読み替えて準用する場合を含む。））					○						
(37)　(36)のうち重要なもの			○								
(38)　医療法人等の解散の認可（法第55条第６項（法第70条の15において読み替えて準用する場合を含む。））			○								
(39)　医療法人の合併の認可（法第58条の２第４項（法第59条の２において読み替えて準用する場合を含む。））			○								
(40)　医療法人の分割の認可（法第60条の３第４項（法第61条の３において読み替えて準用する場合			○								

	を含む。））										
	(41)　医療法人等に対する報告の徴収及び立入検査（法第63条第１項（法第70条の20において読み替えて準用する場合を含む。））			○							
	(42)　医療法人等に対する措置命令、業務停止命令及び役員の解任の勧告（法第64条第１項及び第２項（法第70条の20において読み替えて準用する場合を含む。））			○							
	(43)　社会医療法人の認定の取消し及び社会医療法人に対する収益業務の停止命令（法第64条の２第１項）			○							
	(44)　医療法人の設立の認可の取消し（法第65条及び第66条第１項）			○							
	(45)　地域医療連携推進法人の認定（法第70条の３第１項）			○							
	(46)　地域医療連携推進法人の認定の取消し（法第70条の21第１項及び第２項）			○							
	(47)　意見の聴取その他の高知県医療審議会に関すること。（法第４条第２項、第７条の２第５項、第７条の３第７項、第27条の２第１項及び第２項、第29条第６項、第30条の４第17項、第30条の11、第30条の15第６項、第30条の16第１項、第30条の17、第42条の２第２項、第45条第２項、第55条第７項（法第58条の２第５項（法第59条の２において準用する場合を含む。）、第60条の３第５項（法第61条の３において準用する場合を含む。）及び第70条の15において読み替えて準用する場合を含む。）、第64条第３項（法第70条の20において読み替えて準用する場合を含む。）、第64条の２第２項、第66条第２項、第70条の３第２項、第70条の８第５項、第70条の18第２項、第70条の19第２項、第70条の21第３項並びに第72条）										
	(48)　病院等の開設者の住所等の変更の届出の受理（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第４条）							○		保健所長
	(49)　病院等の開設後の届出の受理（医療法施行令第４条の２）							○		〃
	(50)　エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出並びに変更等の届出の受理（医療法施行規則第24条の２から第29条まで）							○		〃

	(51) （１）から(50)までの事項以外の法に関すること。	ア　診療所及び助産所に係る許可、届出の受理並びに報告の徴収及び立入検査等								○		〃
		イ　ア以外のもの					○					

別表第３の３の（２）の表２の（５）の項中「（医事薬務課が所掌する事項を除く。）」を削り、同表の３の（２）の表２の（６）の項中「及び医事薬務課」を削り、同表の３の（２）の表２の（７）の項及び３の（２）の項中「規定による」を「規定による届出、」に改め、「及び医事薬務課」を削り、同表の３の（２）の表４の（５）の項中「規定による」を「規定による届出、」に改め、同項を同表の３の（２）の表４の（６）の項とし、同表の３の（２）の表４の（４）の項の次に次のように加える。

（５）　照射録の提出命令等（法第28条第２項）							○		保健所長

別表第３の３の（２）の表５の(10)の項、６の（６）の項及び７の（５）の項中「規定による」を「規定による届出、」に改め、同表の３の（２）の表17の項を同表の３の（２）の表20の項とし、同表の３の（２）の表16の項を同表の３の（２）の表19の項とし、同項の前に次のように加える。

18　死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下この項において「法」という。）に関する事務	法、死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）及び死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号）の規定による届出、申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。					○					

別表第３の３の（２）の表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、同項の前に次のように加える。

11　歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　歯科技工士について免許の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第８条第２項）			○							
	（２）　歯科技工士養成所の指定（法第14条第２号）			○							
	（３）　（２）の指定を受けた歯科技工士養成所に係る変更の承認（歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。）第11条第１項）			○							
	（４）　（２）の指定を受けた歯科技工士養成所の指定の取消し（政令第15条第１項）			○							
	（５）　歯科技工所の開設等の届出の受理（法第21条）								○		保健所長
	（６）　歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善命令（法第24条）								○		〃
	（７）　歯科技工所の使用の禁止（法第25条）								○		〃
	（８）　歯科技工所の開設者及び管理者に対する報告の徴収及び立入検査（法第27条第１項）								○		〃
	（９）　法、政令及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）の規定による届出、申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。					○					課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。

別表第３の３の（２）の表９の項を削り、同表の３の（２）の表８の（４）の項中「届出等」を「届出、申請等」に改め、同表の３の（２）の表８の項を同表の３の（２）の表10の項とし、同表の３の

（２）の表７の項の次に次のように加える。

8　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　はり師の養成施設、きゅう師の養成施設並びにはり師及びきゅう師の養成施設の認定（法第２条第１項第２号）			○							
	（２）　（１）の認定を受けたはり師の養成施設、きゅう師の養成施設並びにはり師及びきゅう師の養成施設に係る変更の承認（法第２条第３項及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成４年政令第301号。以下この項において「政令」という。）第３条第１項）			○							
	（３）　（１）の認定を受けたはり師の養成施設、きゅう師の養成施設並びにはり師及びきゅう師の養成施設の認定の取消し（政令第６条第１項）			○							
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の（１）の認定を受けたはり師の養成施設、きゅう師の養成施設並びにはり師及びきゅう師の養成施設に関すること。					○					
	（５）　法第２条第１項及び第18条の２第１項に規定する学校及び養成施設の認定の申請等に係る書類の受理等（政令第２条から第４条まで及び第７条）					○					
	（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。								○		保健所長
9　柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　柔道整復師養成施設の指定（法第12条第１項）			○							
	（２）　（１）の指定を受けた柔道整復師養成施設に係る変更の承認（柔道整復師法施行令（平成４年政令第302号。以下この項において「政令」という。）第４条第１項）			○							
	（３）　（１）の指定を受けた柔道整復師養成施設の指定の取消し（政令第７条第１項）			○							
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の（１）の指定を受けた柔道整復師養成施設に関すること。					○					
	（５）　法第12条第１項に規定する学校及び柔道整復師養成施設の指定の申請等に係る書類の受理等（政令第３条から第５条まで及び第８条）					○					
	（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。								○		保健所長

別表第３の３の（３）を削り、同表の３の（４）を同表の３の（３）とし、同表の３の（５）の表２の項及び３の項を削り、同表の３の（５）の表４の（３）の項中「第14条第１項及び第５項」を「第14条第１項及び第６項」に改め、同表の３の（５）の表４の（４）の項中「第14条の２第１項及び第７項」を「第14条の２第１項及び第８項」に改め、同表の３の（５）の表４の項を同表の３の（５）の表２の項とし、同表の３の（５）の表中５の項を３の項とし、６の項を４の項とし、７の項を５の項とし、８の項を６の項とし、９の項を７の項とし、10の項を８の項とし、11の項を９の項とし、同表の３の（５）の表12の（２）の項を次のように改める。

（２）　被爆者の申請により								○		福祉保

行う健康診断の実施（法第７条及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成７年厚生省令第33号）第９条）										健所長

別表第３の３の（５）の表中12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、15の項を13の項とし、16の項を削り、同表の３の（５）を同表の３の（４）とし、同表の３の（６）中「食品・衛生課」を「薬務衛生課」に改め、同表の３の（６）の表41の項を同表の３の（６）の表49の項とし、同表の３の（６）の表の40の（６）の項中「県民生活・男女共同参画課長」を「県民生活課長」に改め、同表の３の（６）の表40の項を同表の３の（６）の表48の項とし、同表の３の（６）の表39の項を同表の３の（６）の表47の項とし、同表の３の（６）の表38の項を同表の３の（６）の表46の項とし、同表の３の（６）の表37の（６）の項中「第27条第１項」を「第61条第１項」に改め、同表の３の（６）の表37の（７）の項中「第32条第１項及び第２項」を「第66条第１項及び第２項」に改め、同表の３の（６）の表37の（８）の項中「第32条第３項」を「第66条第３項」に、「第27条第１項」を「第61条第１項」に改め、同表の３の（６）の表37の項を同表の３の（６）の表45の項とし、同表の３の（６）の表中36の項を44の項とし、35の項を43の項とし、34の項を42の項とし、33の項を41の項とし、32の項を40の項とし、31の項を39の項とし、30の項を38の項とし、29の項を37の項とし、同項の前に次のように加える。

36　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　動物愛護週間の行事に関すること。（法第４条第３項）					○					
	（２）　動物愛護管理推進計画の策定及び変更（法第６条）			○							
	（３）　第一種動物取扱業の登録（法第10条第１項）								○		福祉保健所長
	（４）　第一種動物取扱業者登録簿への登録及び当該登録の通知（法第11条）								○		〃
	（５）　第一種動物取扱業の登録の拒否及び当該登録の拒否の通知（法第12条）								○		〃
	（６）　第一種動物取扱業の登録の更新等（法第13条第１項並びに同条第２項において準用する法第11条及び第12条並びに動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号。以下この項において「省令」という。）第４条第３項）								○		〃
	（７）　第一種動物取扱業の種別等の変更、飼養施設の設置及び犬猫等販売業の開始の届出、第一種動物取扱業の登録の申請に係る第一種動物取扱業の種別等以外の事項の変更の届出並びに犬猫等販売業の廃業の届出の受理等（法第14条第１項から第３項まで並びに同条第４項において準用する法第11条及び第12条）								○		〃
	（８）　第一種動物取扱業者登録簿の一般の閲覧への提供（法第15条）								○		〃
	（９）　第一種動物取扱業の廃業等の届出の受理（法第16条第１項）								○		〃
	(10)　第一種動物取扱業の登録の抹消（法第17条）								○		〃
	(11)　第一種動物取扱業の登録の取消し及び業務の停止命令等（法第19条第１項及び同条第２項において準用する法第12条第２項）								○		〃
	(12)　動物販売業者等からの届出の受理（法第21条の５第２項及び省令第10条の３第１項）								○		〃
	(13)　動物取扱責任者研修								○		〃

	の実施及び当該実施の委託（法第22条第３項及び第４項）										
	(14)　犬猫等販売業者に対する措置命令（法第22条の６）								○		〃
	(15)　第一種動物取扱業者及び犬猫等販売業者に対する勧告等及び措置命令（法第23条第１項から第４項まで）								○		〃
	(16)　第一種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査（法第24条第１項）								○		〃
	(17)　第一種動物取扱業者であった者に対する勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査（法第24条の２第１項から第３項まで）								○		〃
	(18)　第二種動物取扱業の届出の受理（法第24条の２の２）								○		〃
	(19)　第二種動物取扱業の届出に係る第二種動物取扱業の種別等の変更の届出並びに第二種動物取扱業の種別等以外の事項の変更及び飼養施設の廃止の届出の受理（法第24条の３）								○		〃
	(20)　第二種動物取扱業者の死亡等の届出の受理（法第24条の４第１項において準用する法第16条第１項（第５号に係る部分を除く。））								○		〃
	(21)　第二種動物取扱業者に対する勧告等及び措置命令（法第24条の４第１項において読み替えて準用する法第23条第１項、第３項及び第４項）								○		〃
	(22)　第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査（法第24条の４第１項において読み替えて準用する法第24条第１項）								○		〃
	(23)　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対する指導及び助言、勧告並びに措置命令（法第25条第１項から第３項まで）								○		〃
	(24)　動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令及び勧告（法第25条第４項）								○		〃
	(25)　動物の飼養又は保管をしている者に対する報告の徴収及び立入検査（法第25条第５項）								○		〃
	(26)　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に								○		〃

	対する勧告等に係る市町村長への協力の求め（法第25条第７項）										
	(27)　特定動物の飼養又は保管の許可等（法第26条第１項及び第27条第１項）								○		〃
	(28)　特定動物の飼養又は保管の許可に伴う条件の付加（法第27条第２項）								○		〃
	(29)　特定動物の種類及び数等の変更の許可等並びに当該許可に伴う条件の付加（法第28条第１項及び同条第２項において準用する法第27条）								○		〃
	(30)　特定動物の飼養又は保管の許可の申請に係る特定動物の種類及び数等以外の事項の変更の届出の受理（法第28条第３項）								○		〃
	(31)　特定動物の飼養又は保管の許可の取消し（法第29条）								○		〃
	(32)　特定動物飼養者に対する措置命令（法第32条）								○		〃
	(33)　特定動物飼養者に対する報告の徴収及び立入検査（法第33条第１項）								○		〃
	(34)　犬及び猫の引取り等（法第35条第１項から第５項まで）								○		〃
	(35)　疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物で所有者が判明しないものの収容（法第36条第２項）										
	(36)　第一種動物取扱業の登録の申請に係る添付書類の提出の求め（省令第２条第３項）								○		〃
	(37)　第一種動物取扱業の登録及び当該登録の更新に係る登録証の交付（省令第２条第５項及び省令第４条第４項において準用する省令第２条第５項）								○		〃
	(38)　第一種動物取扱業の登録証の再交付（省令第２条第６項）								○		〃
	(39)　第一種動物取扱業の登録証の亡失の届出の受理（省令第２条第８項）								○		〃
	(40)　第一種動物取扱業の登録証の返納の受理（省令第２条第９項）								○		〃
	(41)　第一種動物取扱業の種別等の変更等の届出に係る添付書類の提出の求め（省令第５条第６項）								○		〃
	(42)　動物取扱責任者研修の開催に係る第一種動物取扱業者への通知（省令第10条第１項）								○		〃
	(43)　第二種動物取扱業の届出に係る添付書類の提出の求め（省令第10条の６第３項）								○		〃
	(44)　管轄区域外の特定動								○		〃

	物飼養者からの特定動物の飼養又は保管に係る通知の受理（省令第13条第11号）										
	(45)　特定動物の飼養又は保管の許可の申請に係る添付書類の提出の求め（省令第15条第３項）							○		〃
	(46)　特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の交付（省令第15条第５項及び省令第18条第５項において準用する省令第15条第５項）							○		〃
	(47)　特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の再交付（省令第15条第６項及び省令第18条第５項において準用する省令第15条第６項）							○		〃
	(48)　特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の亡失の届出の受理（省令第15条第８項及び省令第18条第５項において準用する省令第15条第８項）							○		〃
	(49)　特定動物の飼養又は保管の許可並びに特定動物の種類及び数等の変更の許可に係る許可証の返納の受理（省令第15条第９項及び省令第18条第５項において準用する省令第15条第９項）							○		〃
	(50)　特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理（省令第16条第１項）							○		〃
	(51)　特定動物に係る観覧者等の安全性が確保されていることの認定（省令第17条第１号ロただし書及びハただし書）							○		〃
	(52)　特定動物の種類及び数等の変更の許可の申請に係る添付書類の提出の求め（省令第18条第３項）							○		〃
	(53)　特定動物の識別措置の内容に係る届出の受理（省令第20条第３号並びに特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年１月環境省告示第22号。以下「環境省告示」という。）第２条第１項第１号本文、第２号本文及び第３号本文）							○		〃
	(54)　特定動物の飼養又は保管の許可を受けていることを明らかにするための措置に係る届出の受理（環境省告示第２条第１項第１号ロからトまで、第２号ロからトまで及び第３号イからトまで）							○		〃
	(55)　逸走等をした場合であってもその所有者の確認が容易であるとする特定動物の決定（環境省告示第２条第１項第１号へ、第２号へ及び第３号ホ）			○						

	(56)　マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があるとする特定動物の認定（環境省告示第２条第１項第１号ト、第２号ト及び第３号ト）								○		福祉保健所長
	(57)　マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達成することに支障が生じるおそれがあることの認定（環境省告示第２条第１項第３号へ）								○		〃
	(58)　特定動物の識別措置の内容に係る届出に係る当該識別措置の内容の変更（特定動物の飼養又は保管の許可を受けていることを明らかにするための措置に係る届出に係る当該措置の内容の変更を含む。）の届出及び特定動物の識別措置の変更に係る情報を記載した報告書の受理（環境省告示第２条第２項本文及び同項第２号）								○		〃
	(59)　一時的な特定飼養施設の外での特定動物の飼養又は保管に係る届出の受理（環境省告示第３条第２号イ及びロ）								○		〃
	(60)　特定動物に係る観覧者等の安全性が確保されていることの認定（環境省告示第３条第３号ただし書）								○		〃
	(61)　特定動物の識別措置に係る情報と併せてする特定動物の数の増減の届出の受理（環境省告示第３条第４号）								○		〃
	(62)　飼養又は保管をした特定動物に係る特定動物の種類等を記載した報告書の受理（環境省告示第３条第４号ロ）								○		〃
	(63)　（１）から(62)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の３の（６）の表28の項を削り、同表の３の（６）の表27の（１）の項中「特定動物の逸走」を「飼養する特定動物の逸走」に、「保健所長」を「福祉保健所長」に改め、同表の３の（６）の表27の（２）の項中「特定動物及び飼い犬」を「飼養する特定動物及び犬」に改め、同表の３の（６）の表27の（３）の項中「特定動物（飼養の許可を受けた者を除く。）及び飼養する」を「飼養されている特定動物及び」に改め、同表の３の（６）の表27の（６）の項中「ときの当該飼い主」を「ときのその所有者又は占有者」に、「、当該飼い主」を「、当該所有者又は占有者」に、「並びに」を「並びに当該犬及び猫の」に、「保健所長」を「福祉保健所長」に改め、同表の３の（６）の表27の（７）の項中「飼い主」を「所有者又は占有者」に改め、同表の３の（６）の表27の（８）の項中「保健所長」を「福祉保健所長」に改め、同表の３の（６）の表27の（９）の項中「飼い主等」を「特定動物の所有者又は占有者」に、「許可」を「許可等」に、「からの」を「等に対する」に、「飼養施設等」を「特定飼養施設等」に改め、同表の３の（６）の表27の項を同表の３の（６）の表35の項とし、同表の３の（６）の表26の項を同表の３の（６）の表34の項とし、同表の３の（６）の表25の（５）の項中「保健所長」を「福祉保健所長」に改め、同表の３の（６）の表25の項を同表の３の（６）の表33の項とし、同表の３の（６）の表24の（５）の項中「観光政策課」を「おもてなし課」に改め、同表の３の（６）の表24の項を同表の３の（６）の表32の項とし、同表の３の（６）の表中23の項を31の項とし、22の項を30の項とし、21の項を29の項とし、20の項を28の項とし、19の項を27の項とし、18の項を26の項とし、17の項を25の項とし、16の項を24の項とし、15の項を23の項とし、14の項を22の項とし、13の項を21の項とし、12の項を20の項とし、11の項を19の項とし、10の項を18の項とし、９の項を17の項とし、８の項を16の項とし、７の項を15の項とし、６の項を14の項とし、５の項を13の項とし、４の項を12の項とし、３の項を11の項とし、２の項を10の項とし、１の項を９の項とし、同項の前に次のように加える。

１　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和	（１）　薬局の開設の許可等及び当該許可の更新（法第４条第１項及び第４項並びに第５条）							○			保健所長
	（２）　薬局の管理者の当該薬局以外の場所での業として薬局の管理その他薬事に関する実務への従事							○			〃

35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に関する事務	の許可（法第７条第３項ただし書）										
	（３） 薬局の休廃止等及び名称等の変更の届出の受理（法第10条）						○			〃
	（４） 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可等及び当該許可の更新（法第12条及び第12条の２並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第80条第１項第１号及び第８項）						○			〃
	（５） 薬局製造販売医薬品の製造業の許可等及び当該許可の更新（法第13条並びに政令第80条第１項第２号及び第８項）						○			〃
	（６） 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認等及び当該承認に係る事項の変更の承認等（法第14条第１項、第２項、第６項、第７項及び第９項並びに同条第13項並びに同項において準用する同条第２項、第６項、第７項及び第９項並びに政令第80条第１項第１号及び第８項）						○			〃
	（７） 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る軽微な変更の届出の受理（法第14条第14項並びに政令第80条第１項第１号及び第８項）						○			〃
	（８） 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る製造販売の届出の受理（法第14条の９並びに政令第80条第１項第３号及び第８項）						○			〃
	（９） 薬局製造販売医薬品の製造業者に係る医薬品製造管理者の当該製造所以外の場所での業としての薬局製造販売医薬品の製造の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第17条第４項において読み替えて準用する法第７条第３項ただし書並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(10) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る事業の休廃止等の届出及び薬局製造販売医薬品の製造業者に係る製造所の休廃止等の届出の受理（法第19条並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(11) 店舗販売業の許可等及び当該許可の更新並びに既存特例販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第14条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができる者をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の許可の更新（法第24条並びに第26条第１項及び第４項）						○			〃

	(12)　店舗販売業者に係る店舗管理者の当該店舗以外の場所での業としての店舗の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第28条第３項ただし書）						○			〃	
	(13)　店舗販売業（既存特例販売業者に係る業務を含む。以下この項において同じ。）に係る店舗の休廃止等及び名称等の変更の届出の受理（法第38条第１項において準用する法第10条）						○			〃	
	(14)　高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業及び貸与業の許可等及び当該許可の更新（法第39条）						○			〃	
	(15)　高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者に係る高度管理医療機器等営業所管理者の当該営業所以外の場所での業として営業所の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第39条の２第２項ただし書）						○			〃	
	(16)　管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業及び貸与業の届出の受理並びに受理証の交付（法第39条の３第１項及び高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年高知県規則第39号）第14条）										
	(17)　高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び貸与業に係る営業所の休廃止等の届出の受理（法第40条第１項及び第２項において準用する法第10条第１項）						○			〃	
	(18)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理（法第68条の11並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃	
	(19)　薬局開設者等に対する報告の徴収及び薬局等への立入検査等（法第69条第１項から第３項まで）						○			〃	
	(20)　医薬品等の廃棄、回収等の措置命令及び必要な処分（法第70条第１項及び第２項）						○			〃	
	(21)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令（法第71条）						○			〃	
	(22)　薬局開設者、店舗販売業者（既存特例販売業者を含む。(24)及び(27)において同じ。）並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令（法第72条第４項）						○			〃	
	(23)　薬局開設者及び店舗						○			〃	

	販売業者に対する業務の体制の整備命令（法第72条の２第１項）										
	(24)　薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する措置命令（法第72条の４並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(25)　薬局の管理者、店舗管理者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び貸与業の管理者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係る医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令（法第73条並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(26)　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等（法第74条の２並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(27)　薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する許可の取消し及び業務の停止命令（法第75条第１項並びに政令第80条第１項第４号及び第８項）						○			〃
	(28)　指定薬物である疑いがある物品の検査等（法第76条の６）						○			〃
	(29)　指定薬物の廃棄等（法第76条の７第１項及び第２項）						○			〃
	(30)　指定薬物及びその疑いがある物品を発見した場合の立入検査等（法第76条の８第１項）						○			〃
	(31)　薬局開設の許可証の交付（政令第１条の４）						○			〃
	(32)　薬局開設の許可証の書換え交付（政令第１条の５）						○			〃
	(33)　薬局開設の許可証の再交付（政令第１条の６第１項及び第２項）						○			〃
	(34)　薬局開設の許可証の返納の受理（政令第１条の６第３項及び第１条の７）						○			〃
	(35)　薬局開設の許可台帳への記載（政令第１条の８）						○			〃
	(36)　薬局における総取扱処方箋数の届出の受理（政令第２条）						○			〃
	(37)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の交付（政令第４条第１項及び第２項並びに第11条第１項及び第２項）						○			〃
	(38)　薬局製造販売医薬品						○			〃

	の製造販売業及び製造業の許可証の書換え交付（政令第５条第１項、第２項及び第４項並びに第12条第１項、第２項及び第４項）										
	(39)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の再交付（政令第６条第１項、第２項及び第５項並びに第13条第１項、第２項及び第５項）						○			〃
	(40)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の返納の受理（政令第６条第４項及び第５項、第７条第１項及び第２項、第13条第４項及び第５項並びに第14条第１項及び第２項）						○			〃
	(41)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可台帳への記載（政令第８条第１項及び第２項並びに第15条第１項及び第２項）						○			〃
	(42)　薬局製造販売医薬品の承認台帳への記載（政令第19条第１項及び第２項）						○			〃
	(43)　店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の交付（政令第44条）						○			〃
	(44)　店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え交付（政令第45条）						○			〃
	(45)　店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の再交付（政令第46条第１項及び第２項）						○			〃
	(46)　店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の返納の受理（政令第46条第３項及び第47条）						○			〃
	(47)　店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可台帳への記載（政令第48条）						○			〃
	(48)　高知市の区域に係る(28)から(30)までの事項に関すること。					○				
	(49)　(１)から(48)までの事項以外の法に関すること。					○				
２　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　毒物及び劇物の販売業の登録及び当該登録の更新（法第４条第１項及び第４項）							○		保健所長
	(２)　毒物及び劇物の販売業者からの毒物劇物取扱責任者の氏名及び変更の届出の受理（法第７条第３項）							○		〃
	(３)　毒物劇物取扱者試験の実地（法第８条第１項第３号）			○						
	(４)　毒物及び劇物の販売業者からの氏名の変更等の届出の受理（法第10条							○		保健所長

	第１項）										
	（５）　毒物及び劇物の販売業者に対する廃棄物の回収等の命令（法第15条の３）								○		〃
	（６）　毒物及び劇物の販売業者に対する報告の徴収及び立入検査等（法第17条第２項）								○		〃
	（７）　毒物及び劇物の販売業者に対する措置命令、措置命令に伴う登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに法等への違反による登録の取消し及び業務の停止命令（法第19条第１項から第４項まで）								○		〃
	（８）　毒物及び劇物の販売業者及び輸入業者に対する登録の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第19条第５項）			○							
	（９）　毒物及び劇物の販売業者の登録の失効に係る届出の受理（法第21条第１項）								○		保健所長
	(10)　業務上取扱者（毒物及び劇物の運送の事業を行う者を除く。）に係る届出の受理等（法第22条第１項から第３項まで並びに同条第４項及び第５項において準用する法第７条第３項、第15条の３、第17条第２項及び第19条第３項）								○		〃
	(11)　毒物及び劇物の販売業者の登録簿への記載及び登録票の交付（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）第33条及び第36条の３第１項）								○		〃
	(12)　毒物及び劇物の販売業者の登録票の書換え交付（政令第35条第１項及び第２項）								○		〃
	(13)　毒物及び劇物の販売業者の登録票の再交付（政令第36条第１項から第３項まで）								○		〃
	(14)　毒物及び劇物の販売業者からの毒物劇物取扱責任者の氏名の変更の届出の受理（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年高知県規則第66号）第２条）								○		〃
	(15)　(１)から(14)までの事項以外の法に関すること。					○					
3　薬剤師法に関する事務	薬剤師に対する免許の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申その他の薬剤師法に関すること（健康長寿政策課が所掌する事項を除く。）。					○					
4　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以	（１）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第29条）								○		保健所長

下この項において「法」という。）に関する事務	（２）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄の届出の受理（法第35条第２項）								○		〃
	（３）　麻薬小売業者及びその関係者からの報告の徴収並びに麻薬診療施設並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局及び卸売販売業の店舗等への立入検査等並びに特定麻薬等原料卸小売業者からの報告の徴収及び特定麻薬等原料卸小売業に係る施設等における実地検査（法第50条の38第１項及び第２項）								○		〃
	（４）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局開設者及び卸売販売業者に対する措置命令（法第50条の39）								○		〃
	（５）　高知市の区域に係る（１）から（４）までの事項に関すること。					○					
	（６）　麻薬卸売業者、向精神薬卸売業者等の免許の取消し（法第51条第１項及び第２項）			○							
	（７）　麻薬中毒者の入院措置（法第58条の８第１項）			○							
	（８）　麻薬中毒者の退院（法第58条の12第１項）			○							
	（９）　（１）から（８）までの事項以外の法に関すること。					○					
5　あへん法（昭和29年法律第71号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　けし栽培者等に対する報告の徴収及び立入検査等（法第44条第２項）								○		保健所長
	（２）　高知市の区域に係る（１）の事項に関すること。					○					
	（３）　けし栽培者に対するあへんの栽培の許可の取消処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第44条第６項）			○							
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					
6　大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　大麻取扱者免許の取消し（法第18条）			○							
	（２）　大麻取扱者等に対する報告の徴収及び立入検査等（法第21条第１項）								○		保健所長
	（３）　高知市の区域に係る（２）の事項に関すること。					○					
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					
7　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この	（１）　覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令（法第８条第１項）			○							

項において「法」という。）に関する事務	（２）　病院及び診療所における覚醒剤の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第22条の２）								○		保健所長
	（３）　覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令（法第30条の３第１項）			○							
	（４）　病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等における覚醒剤原料の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第30条の13）								○		保健所長
	（５）　病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等への立入検査等（法第32条第１項及び第２項）　ア　病院に係るもの					○					
	（５）　病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等への立入検査等（法第32条第１項及び第２項）　イ　ア以外に係るもの								○		保健所長
	（６）　高知市の区域に係る（２）、（４）及び（５）の事項に関すること。					○					
	（７）　（１）から（６）までの事項以外の法に関すること。					○					
８　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に関する事務	採血業の許可申請書の厚生労働大臣への提出その他の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。					○					

別表第３の３の（６）を同表の３の（５）とし、同表の４中「地域福祉部各課」を「子ども・福祉政策部各課」に改め、同表の４の（１）の表２の(11)の項中「(10)」を「(12)」に改め、同項を同表の４の（１）の表２の(13)の項とし、同表の４の（１）の表中２の(10)の項を２の(12)の項とし、２の（９）の項を２の(11)の項とし、２の（８）の項を２の(10)の項とし、同項の前に次のように加える。

（９）　認定生活困窮者就労訓練事業を行う者等に対する報告の徴収（法第21条第２項）								○		〃

別表第３の４の（１）の表中２の（７）の項を２の（８）の項とし、２の（６）の項を２の（７）の項とし、２の（５）の項を２の（６）の項とし、２の（４）の項の次に次のように加える。

（５）　支援会議の組織に関すること。（法第９条第１項）								○		〃

別表第３の４の（１）の表６の（２）の項中「第39条第１号から第３号まで」を「第40条第２項第１号から第３号まで及び第５号」に改め、同表の４の（１）の表19の(11)の項中「第37条」を「第37条の２」に改め、同表の４の（２）の表１の(10)の項中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同表の４の（２）の表１の(11)の項中「第29条第13項」を「第29条第15項」に改め、同表の４の（２）の表１の(12)の項中「第29条第14項」を「第29条第16項」に改め、同表の４の（２）の表９の（１）の項中「登録（法第48条の３）」を「登録等（法第48条の３第１項、第48条の４及び第48条の５第１項）」に改め、同表の４の（２）の表９の（５）の項中「登録及び」を「登録等及び」に、「更新（法附則第４条第２項及び第９条第１項）」を「更新等（法附則第７条及び第８条第１項並びに法附則第９条第１項並びに同条第２項において準用する法附則第７条及び第８条第１項）」に改め、同表の４の（２）の表９の（９）の項中「登録（法附則第20条第１項）」を「登録等（法附則第20条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第48条の４及び第48条の５第１項）」に改め、同表４の（３）の表２の(22)の項中「(21)」を「(22)」に改め、同項を同表の４の（３）の表２の(23)の項とし、同表の４の（３）の表２の(21)の項を同表の４の（３）の表２の(22)の項とし、同表の４の（３）の表２の(20)の項の次に次のように加える。

(21)　法第56条第２項に規定に基づく費用の徴収に係る納入指導に関すること。								○		福祉保健所長 児童相談所長

別表第３の４の(３)の表７の(９)の項中「(８)」を「(９)」に改め、同項を同表の４の(３)の表７の(10)の項とし、同表の４の(３)の表中７の(８)の項を７の(９)の項とし、７の(７)の項を７の(８)の項とし、７の(６)の項を７の(７)の項とし、７の(５)の項を７の(６)の項とし、７の(４)の項を７の(５)の項とし、７の(３)の項を７の(４)の項とし、７の(２)の項の次に次のように加える。

(３)　法第24条第１項に規定に基づく不正利得の徴収に係る納入指導に関すること。								○		〃

別表第３の４の(５)中「児童家庭課」を「子ども・子育て支援課」に改め、同表の４の(５)の表１の(29)の項中「(28)」を「(29)」に改め、同項を同表の４の(５)の表１の(30)の項とし、同表の４の(５)の表１の(28)の項中「(27)」を「(28)」に改め、同項を同表の４の(５)の表１の(29)の項とし、同表の４の(５)の表１の(27)の項中「(28)」を「(29)」に改め、同項を同表の４の(５)の表１の(28)の項とし、同表の４の(５)の表中１の(26)の項を１の(27)の項とし、１の(25)の項を１の(26)の項とし、１の(24)の項を１の(25)の項とし、１の(23)の項の次に次のように加える。

(24)　法第56条第２項に規定に基づく費用の徴収に係る納入指導に関すること。								○		〃

別表第３の４の(５)の表８の(３)の項中「及び(２)」を「から(３)まで」に改め、同項を同表の４の(５)の表８の(４)の項とし、同表の４の(５)の表８の(２)の項中「福祉保健所長」を「〃」に改め、同項を同表の４の(５)の表８の(３)の項とし、同表の４の(５)の表８の(１)の項の次に次のように加える。

(２)　法第23条第１項に規定に基づく不正利得の徴収に係る納入指導に関すること。								○		福祉保健所長

別表第３の４の(５)の表10の項を同表の４の(５)の表14の項とし、同表の４の(５)の表９の項を同表の４の(５)の表13の項とし、同項の前に次のように加える。

10　母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）	(１)　母子保健に関する事業の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助（法第８条）								○		保健所長
	(２)　(１)の事項以外の法に関すること。					○					
に関する事務											
11　母体保護法（昭和23年法律第156号）に関する事務	受胎調整の実地指導を行う者の指定その他の母体保護法に関すること。					○					
12　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に関する事務	厚生労働大臣への請求書の送付その他の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に関すること。					○					

別表第３の４の(５)の表８の項を同表の４の(５)の表９の項とし、同表の４の(５)の表７の項の次に次のように加える。

8　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関する事務	(１)　母子福祉資金の貸付申請、父子福祉資金の貸付申請及び寡婦福祉資金の貸付申請の受理（法第13条第１項、第31条の６第１項及び第32条第１項）								○		福祉保健所長
	(２)　母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの償還に係る納入指導に関すること。								○		〃
	(３)　(１)及び(２)の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の４の(７)の表１の(11)の項中「第37条」を「第37条の２」に改め、同表の４の(７)の

表２の(４)の項中「第５条第12項」を「第５条第11項」に改め、同表の４に次のように加える。

（８）　人権・男女共同参画課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　高知県いじめ問題再調査委員会による調査の必要性の判断（いじめ防止対策推進法第30条第２項及び第31条第２項並びに条例第26条）	○									
	（２）　条例第26条の規定により設置された高知県いじめ問題再調査委員会に関すること。			○							
2　高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第２号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　人権施策の基本方針の策定（条例第５条）	○									
	（２）　人権施策の基本方針の策定に係る高知県人権尊重の社会づくり協議会からの意見の聴取（条例第６条第２項）		○								
	（３）　（２）の事項以外の高知県人権尊重の社会づくり協議会に関すること。			○							
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の条例に関すること。					○					
3　高知県人権施策推進委員会に関する事務	高知県人権施策推進委員会に関すること。			○							
4　こうち男女共同参画センターに関する事務	（１）　休館日の変更等（こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号。以下この項において「条例」という。）第４条第２項）			○							
	（２）　利用時間の変更（条例第５条第２項）					○					
	（３）　施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第14条）			○						財政課長	
	（４）　使用料の額の決定（こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年高知県規則第122号）第８条）			○							
	（５）　（１）から（４）までの事項以外のこうち男女共同参画センターに関すること。					○					
5　女性保護事業に関する事務	緊急の保護及び自立のための援助を必要とする女性の自立支援施設への入退所								○		高知県女性相談支援

務	の決定並びに移送及び被服等の支給の決定及び実施に関すること。										センター所長

別表第３の５の(３)中「県民生活・男女共同参画課」を「県民生活課」に改め、同表の５の(３)の表９の(１)の項及び９の(２)の項中「第33条第１項及び第２項」を「第35条第１項及び第２項」に改め、同表の５の(３)の表13の項に次のように加える。

(４)　(１)から(３)までの事項以外の条例に関すること。					○					

別表第３の５の(３)の表中16の項及び17の項を削り、18の項を16の項とし、19の項を17の項とし、同表の５の(５)を削り、同表の５の(６)を同表の５の(５)とし、同表の６を次のように改める。

６　産業振興推進部各課
　産学官民連携・起業推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業に関する事務	産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業の修了証書に関すること。							○			産学官民連携センター長
２　コーディネーターの委嘱に関する事務	(１)　土佐ＭＢＡアドバイザー、高知県産学官民連携センター事業推進コーディネーター及び高知県産学官民連携センター事業創出アドバイザーの設置に係る要綱の制定及び改廃								○		〃
	(２)　土佐ＭＢＡアドバイザー、高知県産学官民連携センター事業推進コーディネーター及び高知県産学官民連携センター事業創出アドバイザーの委嘱								○		〃
３　ビジネスチャレンジ支援事業に関する事務	(１)　ビジネスチャレンジ支援補助金に関すること（別表第１の７の(１)、(６)、(７)、(９)及び(10)に掲げるものを除く。）。								○	合議先は、別表第１の７の(２)から(５)まで、(８)及び(11)から(14)までの規定に準ずる。	〃
	(２)　ビジネスチャレンジ支援事業に係る審査員、アドバイザー等の設置に係る要綱の制定及び改廃								○		〃
	(３)　ビジネスチャレンジ支援事業に係る審査員、アドバイザー等の委嘱								○		〃
４　産学官連携産業創出研究推進事業に関する事務	(１)　産学官連携産業創出支援事業費補助金に関すること（別表第１の７の(１)、(６)、(７)、(９)及び(10)に掲げるものを除く。）。								○	合議先は、別表第１の７の(２)から(５)まで、(８)及び(11)から(14)ま	〃

										での規定に準ずる。	
	（２）　産学官連携産業創出研究推進事業に係る審査員の設置に係る要綱の制定及び改廃								○		〃
	（３）　産学官連携産業創出研究推進事業に係る審査員の委嘱								○		〃
	（４）　産学官連携産業創出研究推進事業に係る用品に関すること（別表第２の22に掲げるものを除く。）。								○	合議先は、別表第１の11の（２）の規定に準ずる。	〃

別表第３の７の（１）の表１の項を削り、同表の７の（１）の表２の項中「〃」を「関係する部局長」に改め、同項を同表の７の（１）の表１の項とし、同項の次に次のように加える。

２　山村振興法（昭和40年法律第６４号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　振興山村の指定の申請（法第７条第１項及び第２項）	○								〃	
	（２）　山村振興基本方針の作成及び変更（法第７条の２第１項及び第７項）		○							〃	
	（３）　市町村が行う山村振興計画の作成及び変更に係る同意（法第８条第１項及び第８条の３第１項）					○				農業政策課長	
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の７の（１）の表３の（１）の項中「〃」を「関係する部局長」に改め、同表の７の（１）の表４の項を削り、同表の７の（１）の表５の項を同表の７の（１）の表４の項とし、同表の７の（１）の表に次のように加える。

５　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第６４号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　特定地域づくり事業協同組合の認定（法第３条第１項及び第３項）			○							
	（２）　特定地域づくり事業協同組合の変更の認定（法第５条第１項及び同条第３項において準用する法第３条第３項）			○							
	（３）　（１）の認定の有効期間の更新（法第６条第２項及び同条第５項において準用する法第３条第３項）			○							
	（４）　（１）の認定、（２）の変更の認定及び（３）の有効期間の更新に伴う条件の付加等（法第７条第１項）			○							
	（５）　特定地域づくり事業協同組合の認定の取消し及び当該認定の失効等に伴う厚生労働大臣への通知（法第９条第２項及び第３項）			○							
	（６）　特定地域づくり事業協同組合に対する報告の徴収及び立入検査（法第12条第１項）			○							
	（７）　特定地域づくり事業協同組合に対する適合命令及び改善命令（法第13条）			○							
	（８）　特定地域づくり事業協同組合に対する事業停止命令（法第14条第１項）			○							

	（９）　（１）から（８）までの事項以外の法に関すること。					○					
６　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　過疎地域持続的発展方針の作成（法第７条第１項及び第４項）	○								関係する部局長	
	（２）　過疎地域持続的発展都道府県計画の作成及び変更（法第９条第１項及び第５項）	○								〃	

別表第３の８の（１）中「産業創造課」を「商工政策課」に改め、同表の８の（３）の表11の（２）の項中「第４条第８項」を「第４条第10項」に、「第５条第３項」を「第５条第４項」に改め、同表の８の（３）の表11の（３）の項中「同条第３項」を「同条第４項」に改め、同表の８の（３）の表11の項に次のように加える。

（７）　（１）から（６）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の８の（４）を削り、同表の８の（５）の表９の（２）の項中「第36条」を「第36条第２項」に改め、同表の８の（５）の表９の項に次のように加える。

（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の８の（５）を同表の８の（４）とし、同表の９の（１）の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐	所長	所長		
									等		
旅行業法（昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業の登録等（法第３条、第５条第１項及び第６条第１項並びに第23条、第25条第１項及び第26条第１項並びに旅行業法施行令（昭和46年政令第338号。以下この項において「政令」という。）第５条第１項、第２項及び第５項）					○				
	（２）　旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業者に対する業務改善命令（法第18条の３第１項及び第36条並びに政令第５条第１項、第２項及び第５項）			○						
	（３）　旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業者に対する業務停止命令及び登録の取消し（法第19条第１項及び第２項並びに第37条第１項及び第２項並びに政令第５条第１項、第２項及び第５項）			○						
	（４）　旅行業及び旅行業者代理業並びに旅行サービス手配業者の登録の抹消（法第20条第１項及び第２項並びに第38条並びに政令第５条第１項、第２項及び第５項）			○						
	（５）　（１）から（４）までの事項以外の法に関すること。					○				

別表第３の９に次のように加える。

（３）　おもてなし課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　全国通訳案内士の登録等（法第18条及び第21条）					○					
	（２）　地域通訳案内士の登録等（法第57条において読み替えて準用する法第18条及び第21条）					○					
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					
２　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　登録ホテル業を営む者に対する施設の改善等の必要な措置の指示並びに当該指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知（法第12条第２項及び第３項）			○							
	（２）　登録ホテル業を営む者に対する施設の管理方法の改善等の必要な措置の指示並びに当該指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知（法第13条第２項及び第３項）			○							
	（３）　登録ホテル業等を営む者に対する報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査（法第44条第１項及び第３項）					○					
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の10の（４）の表２の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表の10の（４）の表２の（１）の項中「第４条第１項及び第２項」を「第４条第１項及び第３項」に改め、同表の10の（４）の表８の項を次のように改める。

８　農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　受検者が不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかになったときの当該農産物の表示の除去及び抹消並びに検査証明書の返還の要求（法第16条並びに農産物検査法施行令（平成７年政令第357号。以下この項において「政令」という。）第５条第１項第１号及び第２項）			○							
	（２）　地域登録検査機関の登録の申請の受理及び登録（法第17条第１項及び第２項並びに政令第５条第１項第２号及び第２項）					○					
	（３）　地域登録検査機関の登録事項の変更並びに業務の休止及び廃止の届出の受理（法第17条第７項及び第８項並びに政令第５条第１項第３号及び第２項）					○					
	（４）　地域登録検査機関の登録の更新の申請の受理及び登録の更新（法第18条第３項において準用す					○					

	る法第17条第１項及び第２項並びに政令第５条第１項第４号及び第２項）										
	（５）　地域登録検査機関の変更登録の申請の受理及び変更登録（法第19条第２項及び同条第３項において準用する法第17条第２項並びに政令第５条第１項第６号及び第２項）				○						
	（６）　地域登録検査機関からの農産物検査に係る報告の受理（法第20条第３項並びに政令第５条第１項第７号及び第２項）				○						
	（７）　地域登録検査機関からの業務規程の制定及び変更の届出の受理（法第21条第１項並びに政令第５条第１項第８号及び第２項）				○						
	（８）　地域登録検査機関に対する業務規程の変更命令（法第21条第２項並びに政令第５条第１項第８号及び第２項）			○							
	（９）　地域登録検査機関に対する適合命令（法第22条並びに政令第５条第１項第９号及び第２項）			○							
	(10)　地域登録検査機関に対する改善命令（法第23条並びに政令第５条第１項第10号及び第２項）			○							
	(11)　地域登録検査機関の登録の取消し等（法第24条第１項から第３項まで並びに政令第５条第１項第11号及び第２項）			○							
	(12)　地域登録検査機関に対する業務停止命令及び聴聞（法第24条第２項及び第32条第１項並びに政令第５条第１項第12号及び第２項）			○							
	(13)　農産物の生産者等に対する報告の徴収及び立入検査（法第30条第１項及び第31条第１項並びに政令第５条第１項第13号及び第15号並びに第２項）					○					
	(14)　地域登録検査機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第30条第２項及び第31条第２項並びに政令第５条第１項第14号及び第16号並びに第２項）					○					
	(15)　地域登録検査機関が行う農産物検査に関する申出の受付並びに調査及び地域登録検査機関に対する改善命令等の措置（法第33条並びに政令第５条第１項第17号及び第２項）			○							

別表第３の10の（６）の表１の項を次のように改める。

１　卸売市場法（昭和46年法律第３５号。以下この項において「法」という。）	（１）　地方卸売市場の認定（法第13条第１項及び第５項）			○						畜産振興課長 水産振興部長 水産流通課長	合議先は、卸売市場の取扱品目による。
	（２）　地方卸売市場の変更の認定（法第14条におい			○						〃	〃

に関する事務（生鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場並びに肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものを除く。）	て読み替えて準用する法第６条第１項及び第３項）										
	（３）　地方卸売市場の認定の取消し（法第14条において読み替えて準用する法第11条第１項）			○						〃	〃
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○				畜産振興課長 水産流通課長	〃

別表第３の10の（７）の表３の（５）の項中「集約酪農振興計画」を「公告する集約酪農振興計画」に、「公告」を「作成」に改め、同表の10の（７）の表13の項を次のように改める。

13　卸売市場法（以下この項において「法」という。）に関する事務（肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	（１）　地方卸売市場の認定（法第13条第１項及び第５項）			○						農産物マーケティング戦略課長	
	（２）　地方卸売市場の変更の認定（法第14条において読み替えて準用する法第６条第１項及び第３項）			○						〃	
	（３）　地方卸売市場の認定の取消し（法第14条において読み替えて準用する法第11条第１項）			○						〃	
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○				〃	

別表第３の10の（８）の表中９の項を11の項とし、８の項を10の項とし、７の項を９の項とし、６の項の次に次のように加える。

7　農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　特定農業用ため池の行為の制限に係る許可等（法第８条第１項及び第２項）								○		農業振興センター所長
	（２）　防災工事の代執行に関すること。（法第11条）			○							
	（３）　特定農業用ため池に係る施設管理権を設定すべき旨の裁定（法第15条第１項）			○							
	（４）　農業用ため池の所有者等に対する報告徴収及び立入調査（（１）の許可に係るものに限る。）（法第18条第１項及び第２項）							○			農業振興センター所長
	（５）　違反者に罰則の適用を求める告発に関すること。（法第23条から第25条まで）			○							
	（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。					○					
8　防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第56号）に関する事務	防災重点農業用ため池の指定その他の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に関すること。					○					

別表第３の11の（１）の表中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項を２の項とし、４の項を３の項とし、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、同表の11の（２）の表１の（６）の項中「（５）」を「（６）」に改め、同項を同表の11の（２）の表１の（７）の項とし、同表の11の（２）の表１の（５）の項を同表の11の（２）の表１の（６）の項とし、同表の11の（２）の表１の

（４）の項の次に次のように加える。

（５）　不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得に関する裁定（法第10条の12の５第１項）			○							

別表第３の11の（２）の表12の項に次のように加える。

(13)　大学その他の教育機関との協定の締結に関すること。			○							

別表第３の11の（２）の表14の（２）の項中「公告」を「作成」に改め、同表の11の（３）の表３の（１）の項を削り、同表の11の（３）の表３の（２）の項中「〃」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め、同項を同表の11の（３）の表３の（１）の項とし、同表の11の（３）の表３の（３）の項中「及び（２）」を削り、同項を同表の11の（３）の表３の（２）の項とし、同表の11の（４）の表８の（４）の項を削り、同表の11の（４）の表９の（１）の項中「〃」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め、同表の11の（６）中「新エネルギー推進課」を「環境計画推進課」に改め、同表の11の（６）の表中３の項を５の項とし、２の項を４の項とし、１の項を３の項とし、同項の前に次のように加える。

１　高知県環境審議会条例（平成６年高知県条例第21号）に関する事務	高知県環境審議会の庶務（高知県環境審議会条例第８条）					○					
２　高知県環境基本条例（平成８年高知県条例第４号）に関する事務	環境基本計画の策定及び変更（高知県環境基本条例第９条）			○						関係する課長	

別表第３の11の（７）中「環境共生課」を「自然共生課」に改め、同表の11の（７）の表中１の項及び２の項を削り、３の項を１の項とし、４の項を２の項とし、５の項を３の項とし、６の項を４の項とし、７の項を５の項とし、８の項を６の項とし、９の項を７の項とし、10の項を８の項とし、11の項を９の項とし、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、15の項を13の項とし、16の項を14の項とし、同表の11の（８）の表１の(31)の項中「(30)」を「(32)」に改め、同項を同表の11の（８）の表１の(33)の項とし、同表の11の（８）の表中１の(30)の項を１の(32)の項とし、１の(29)の項を１の(31)の項とし、１の(28)の項を１の(30)の項とし、１の(27)の項を１の(29)の項とし、１の(26)の項を１の(28)の項とし、１の(25)の項を１の(27)の項とし、１の(24)の項を１の(26)の項とし、１の(23)の項を１の(25)の項とし、１の(22)の項を１の(24)の項とし、１の(21)の項を削り、１の(20)の項を１の(23)の項とし、１の(19)の項を１の(22)の項とし、同項の前に次のように加える。

(21)　熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者に係る認定の更新（法第15条の３の３第２項）				○						

別表第３の11の（８）の表１の(18)の項中「並びに当該認定の更新及び取消し」を「及び当該認定の取消し」に、「第15条の３の３第１項、第２項及び第５項」を「第15条の３の３第１項及び第５項」に改め、同項を同表の11の（８）の表１の(20)の項とし、同表の11の（８）の表中１の(17)の項を１の(19)の項とし、１の(16)の項を１の(18)の項とし、１の(15)の項を１の(17)の項とし、同表の11の（８）の表１の(14)の項中「及び第14条の３の２」を「並びに第14条の３の２第１項及び第２項」に改め、同項を同表の11の（８）の表１の(16)の項とし、同表の11の（８）の表１の(13)の項を同表の11の（８）の表１の(15)の項とし、同項の前に次のように加える。

(14)　特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新（法第14条の４第２項及び第７項）				○						

別表第３の11の（８）の表１の(12)の項中「及び当該許可の更新」を削り、「第14条の４第１項、第２項、第６項及び第７項」を「第14条の４第１項及び第６項」に改め、同項を同表の11の（８）の表１の(13)の項とし、同表の11の（８）の表１の(11)の項中「及び第14条の３の２」を「並びに第14条の３の２第１項及び第２項」に改め、同項を同表の11の（８）の表１の(12)の項とし、同表の11の（８）の表１の(10)の項を同表の11の（８）の表１の(11)の項とし、同項の前に次のように加える。

(10)　産業廃棄物処理業の許可の更新（法第14条第２項及び第７項）				○						

別表第３の11の（８）の表１の（９）の項中「及び当該許可の更新」を削り、「第14条第１項、第２項、第６項及び第７項」を「第14条第１項及び第６項」に改め、同表の11の（８）の表中１の（７）の項を削り、１の（６）の項を１の（７）の項とし、１の（５）の項を１の（６）の項とし、同項の前に次のように加える。

（５）　熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の				○						

設置者に係る認定の更新（法第９条の２の４第２項）										

別表第３の11の（８）の表１の（４）の項中「並びに当該認定の更新及び取消し」を「及び当該認定の取消し」に、「第９条の２の４第１項、第２項及び第５項」を「第９条の２の４第１項及び第５項」に改め、同表の11の（８）の表中３の（２）の項を削り、３の（３）の項を３の（２）の項とし、３の（４）の項を３の（３）の項とし、３の（５）の項を削り、３の（６）の項を３の（４）の項とし、３の（７）の項を３の（５）の項とし、同表の11の（８）の表３の（８）の項中「及び当該許可の更新」を削り、「第60条第１項及び第２項並びに」を「第60条第１項及び」に改め、同項を同表の11の（８）の表３の（６）の項とし、同項の次に次のように加える。

（７）　解体業の許可の更新（法第60条第２項）				○						

別表第３の11の（８）の表３の（９）の項を同表の11の（８）の表３の（８）の項とし、同表の11の（８）の表３の(10)の項中「及び当該許可の更新」を削り、「第67条第１項及び第２項並びに」を「第67条第１項及び」に改め、同項を同表の11の（８）の表３の（９）の項とし、同項の次に次のように加える。

(10)　破砕業の許可の更新（法第67条第２項）				○						

別表第３の11の（８）の表６の(19)の項中「第18条の15第１項及び第２項」を「第18条の17第１項及び第２項」に改め、同表の11の（８）の表６の(20)の項中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同表の11の（８）の表６の(21)の項中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同表の11の（８）の表６の(22)の項中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同表の11の（８）の表６の(23)の項中「第18条の29第２項」を「第18条の34第２項」に改め、同表の11の（８）の表17の（５）の項中「及び当該実施に係る公告」を削り、同表の11の（８）の表17の（６）の項中「（その旨の公示を含む。）」を削り、「第６条第１項及び第２項並びに同条第４項及び同条第５項において準用する同条第２項」を「第６条第１項及び第４項」に改め、同表の11の（８）の表17の（７）の項中「及び当該実施に係る公告」を削り、同表の11の（８）の表17の（８）の項中「（その旨の公示を含む。）」及び「並びに同条第３項において準用する法第６条第２項」を削り、同表の11の（８）の表中17の(22)の項を削り、17の(23)の項を17の(22)の項とし、17の(24)の項を17の(23)の項とし、17の(25)の項を17の(24)の項とし、17の(26)の項を17の(25)の項とし、同表の11の（８）の表17の(27)の項中「(27)」を「(26)」に改め、同項を同表の11の（８）の表17の(26)の項とし、同表の12の（２）の表２の項から４の項までを次のように改める。

２　高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号。以下この項において「規則」という。）に関する事務	（１）　漁業の許可等（規則第４条及び第９条第１項）			○							
	（２）　（１）のうち軽易なもの					○					
	（３）　起業の認可等（規則第６条及び第９条第１項）			○							
	（４）　漁業の許可及び起業の認可に係る制限措置の決定（規則第11条第１項）			○							
	（５）　漁業の許可及び起業の認可に伴う条件の付加（規則第13条第１項）			○							
	（６）　休業による漁業の許可の取消し（規則第20条第１項）			○							
	（７）　適格性の喪失等による漁業の許可及び起業の認可の取消し等（規則第22条第１項及び第２項）			○							
	（８）　公益上の必要による漁業の許可及び起業の認可の取消し等（規則第23条第１項）			○							
	（９）　内水面における採捕の許可等（規則第33条第１項及び第４項）			○							
	(10)　有害物質の遺棄及び漏せつの禁止に係る違反者に対する有害物質の除害設備の設置及び変更の命令（規則第45条第２項）			○							
	(11)　漁業権の存する漁場内における岩礁破砕等の許可（砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利の採取に係るものを除く。）（規則第46条第１項及び第３項）					○					

	(12)　(11)のうち重要なもの			○							
	(13)　制限及び禁止に関する規定の適用除外に係る試験研究等のための水産動植物の採捕の許可（規則第47条第１項及び第４項）			○							
	(14)　(13)のうち軽易なもの					○					
	(15)　漁業者等の漁業に関する法令等の違反に対する停泊命令等（規則第48条第１項）			○							
	(16)　船長等に対する船舶への乗組みの制限及び禁止の命令（規則第49条第１項）			○							
	(17)　(１)から(16)までの事項以外の規則に関すること。					○					
３　漁業法（昭和24年法律第267号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　農林水産大臣に対する資源評価が行われていない水産資源についての資源評価の実施の要請等（法第10条）			○							
	(２)　都道府県資源管理方針の策定及び変更（法第14条第１項、第８項及び第９項）			○							
	(３)　知事管理漁獲可能量の設定及び変更（法第16条第１項及び第５項）			○							
	(４)　漁獲割当割合の設定及び移転の認可等（法第17条第１項並びに第21条第１項及び第２項）										
	(５)　年次漁獲割当量の設定及び移転の認可等（法第19条第１項並びに第22条第１項及び第２項）			○							
	(６)　適格性の喪失等による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し（法第23条第１項及び第２項）			○							
	(７)　年次漁獲割当量を超えて採捕する者等に対する船舶の停泊命令等（法第27条）			○							
	(８)　年次漁獲割当量の控除（法第28条）			○							
	(９)　漁獲割当割合の削減（法第29条第１項）			○							
	(10)　知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超過等する場合の採捕の停止等の命令（法第33条第２項）			○							
	(11)　(10)の命令に違反する行為等に使用した船舶の停泊命令等（法第34条）			○							
	(12)　農林水産省令で定める漁業の許可等（法第57条第１項及び第９項）			○							
	(13)　(12)のうち軽易なもの					○					
	(14)　海区漁場計画の作成及び変更（第64条第１項			○							

から第４項まで、第６項及び第８項）										
(15)　漁業の免許等（法第69条第１項、第71条第１項、第73条、第86条第１項及び第168条）			○							
(16)　漁業権の共有の認可（法第72条第６項）			○							
(17)　漁業権の分割及び変更の免許等（法第76条第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する法第71条第１項）			○							
(18)　個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可（法第78条第２項）			○							
(19)　漁業権の移転の認可等（法第79条第１項ただし書及び第２項）			○							
(20)　相続並びに法人の合併及び分割による個別漁業権の取得に係る海区漁業調整委員会からの意見の聴取（法第80条第２項）			○							
(21)　休業中の漁業の許可等（法第88条第１項及び第３項）			○							
(22)　休業による漁業権の取消し（法第89条第１項）			○							
(23)　漁業権者に対する漁場の有効利用のための指導及び勧告（法第91条第１項及び第２項）			○							
(24)　適格性の喪失等による漁業権の取消し等（法第92条第１項及び第２項）			○							
(25)　公益上の必要による漁業権の取消し等（法第93条第１項及び第２項）			○							
(26)　錯誤によってした免許の取消し（法第94条）			○							
(27)　漁業権行使規則及び入漁権行使規則の制定、変更及び廃止の認可等（法第106条第７項及び第８項並びに同条第９項において準用する同条第７項及び第８項）			○							
(28)　沿岸漁場管理団体の指定（法第109条第１項及び第２項）			○							
(29)　沿岸漁場管理規程の作成及び変更の認可（法第111条第１項、第３項及び第５項）			○							
(30)　沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の休廃止の認可（法第115条第１項）			○							
(31)　沿岸漁場管理団体の指定の取消し（法第116条第２項及び第３項）			○							
(32)　漁業調整に関する規則の制定及び改廃に係る海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会からの意見の聴取（法第119条第８項及び第171条第４項）			○							

(33)　漁業調整委員会の指示の取消し及び漁業調整委員会の指示に従うべき旨の命令（法第120条第４項及び第11項）			○							
(34)　漁業者等に対する漁場の標識の建設及び漁具等の標識の設置の命令（法第122条）			○							
(35)　漁業者が締結する協定の認定（法第125条第１項）			○							
(36)　(35)の認定を受けた協定への参加のあっせん（法第126条第２項）			○							
(37)　漁業監督吏員の任命（法第128条第１項）			○							
(38)　漁業に関する法令の規定又は当該規定に基づく処分に違反する行為をした者に対する船舶の停泊命令等（法第131条第１項）			○							
(39)　連合海区漁業調整委員会の設置及び連合海区漁業調整委員会の設置に係る他県の知事との協議が整わない場合の農林水産大臣への申請（法第147条第１項及び第６項）			○							
(40)　漁業者等に対する漁場の標識の建設等のための他人の土地の使用等の許可（法第161条）			○							
(41)　漁業者が他人の土地に立ち入って漁業を営むことの許可（法第162条）										
(42)　漁業に関する測量等のための他人の土地への立入等の許可（法第163条）			○							
(43)　土地及び土地の定着物の使用権の設定に関する協議の求めの認可並びに当該協議が整うまでの間の当該土地の形質の変更等の許可（法第165条第１項及び第４項）			○							
(44)　第５種共同漁業の免許を受けた者に対する増殖計画の作成及び当該増殖計画に従って水産動植物を増殖すべきことの命令並びに当該命令に従わないときの漁業権の取消し（法第169条第１項及び第２項）			○							
(45)　遊漁規則の制定及び変更の認可並びに遊漁規則の変更命令（法第170条第１項、第３項及び第６項）			○							
(46)　法等に規定する事項を処理するための報告の徴収及び立入検査（法第176条第１項及び第２項）			○							
(47)　処分又は行為によって生じた損失の補償（法第177条第13項）			○							
(48)　(１)から(47)までの事項以外の法に関するこ					○					

	と。										
4　水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　水産資源の保護培養のための規則の制定及び改廃に係る農林水産大臣への認可申請（法第４条第６項）					○					
	（2）　（1）の規則の制定及び改廃に係る海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会からの意見の聴取（法第４条第７項）			○							
	（3）　保護水面の指定（法第18条第１項から第３項まで）			○							
	（4）　保護水面の管理計画の策定及び変更（法第21条第１項及び第３項並びに同条第４項において準用する法第18条第３項）			○							
	（5）　溯河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者等に対する当該工作物を管理すべきことの命令（法第25条第２項）			○							
	（6）　（1）から（5）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の12の（２）の表中５の項を削り、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、８の項を７の項とし、９の項を８の項とし、10の項を９の項とし、11の項を10の項とし、12の項を削り、同表の12の（４）の表１の項を次のように改める。

1　卸売市場法（以下この項において「法」という。）に関する事務（生鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	（1）　地方卸売市場の認定（法第13条第１項及び第５項）			○						農業振興部長 農産物マーケティング戦略課長	
	（2）　地方卸売市場の変更の認定（法第14条において読み替えて準用する法第６条第１項及び第３項）			○						〃	
	（3）　地方卸売市場の認定の取消し（法第14条において読み替えて準用する法第11条第１項）			○						〃	
	（4）　（1）から（3）までの事項以外の法に関すること。					○				農産物マーケティング戦略課長	

別表第３の13の（３）の表22の項に次のように加える。

（6）　「四国８の字ネットワーク」に係る用地の先行取得事業に関すること。					○					

別表第３の13の（４）の表６の(11)の項中「又は海岸の指定及び当該指定に係る公示」を「及び海岸の指定」に、「第16条第１項、第３項及び第４項」を「第16条第１項及び第３項」に改め、同表の13の（６）の表中１の（２）の項を削り、１の（３）の項を１の（２）の項とし、１の（４）の項を削り、１の（５）の項を１の（３）の項とし、１の（６）の項を１の（４）の項とし、１の（７）の項を１の（５）の項とし、１の（８）の項を１の（６）の項とし、１の（９）の項を１の（７）の項とし、１の(10)の項を１の（８）の項とし、１の(11)の項を１の（９）の項とし、１の(12)の項を１の(10)の項とし、１の(13)の項を１の(11)の項とし、１の(14)の項を１の(12)の項とし、１の(15)の項を１の(13)の項とし、１の(16)の項を１の(14)の項とし、１の(17)の項を１の(15)の項とし、同表の13の（６）の表１の(18)の項中「(17)」を「(15)」に改め、同項を同表の13の（６）の表１の(16)の項とし、同表の13の（６）の表中１の(19)の項を１の(17)の項とし、１の(20)の項を１の(18)の項とし、１の(21)の項を１の(19)の項とし、１の(22)の項を１の(20)の項とし、１の(23)の項を１の(21)の項とし、１の(24)の項を１の(22)の項とし、同表の13の（６）の表１の(25)の項中「(24)」を「(22)」に改め、同項を同表の13の（６）の表１の(23)の項とし、同表の13の（６）の表中１の(26)の項を１の(24)の項とし、１の(27)の項を１の(25)の項とし、１の(28)の項を１の(26)の項とし、１の(29)の項を１の(27)の項とし、同表の13の（６）の表３の項を次のように改める。

3　過疎地域の持続的発展の	市町村道の県代行整備区間について市町村道の道路管理者に代わって行う権限										この事項の決裁は、

支援に関する法律に基づく市町村道の県代行事業に関する事務	に関すること。（過疎地域の持続的発展の支援に関する法律第16条第２項）										１に定めるところによる。

別表第３の13の（８）の表５の（１）の項中「、区域の変更及び廃止の公告」を「（区域の変更及び廃止を含む。）」に改め、同表の13の（８）の表５の(14)の項中「公示等」を「閲覧等」に改め、同表の13の（８）の表５の(15)の項中「並びにこれらに係る公告」を削り、同表の13の（８）の表６の（１）の項中「の告示」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則一部改正）

２　高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成７年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式及び別記第15号様式中「㊞」を削る。

別記第18号様式中

「　　保健所長」

を

「福祉保健所長」

に改める。